

### 【アメリカ】国防長官の例外的任命を認める法律

2020年に投票が行われたアメリカ大統領選挙は、接戦の結果、民主党のジョー・バイデン（Joseph Robinette Biden）候補が当選を果たし、2021年1月20日、第46代アメリカ合衆国大統領に就任した。バイデン新大統領は、諸政策の発表と共に、新閣僚の任命を行い、国防長官には、アフリカ系アメリカ人のロイド・オースティン（Lloyd James Austin）氏を任命する意向を示した。同氏は、2016年3月に中央軍司令官を退任、退役するまで軍人であったため、国家安全保障法（10 U.S.C. §113(a)）が定める、元軍人が国防長官に就任するためには退役後7年以上が経過していることが必要であるという要件を満たしていなかった。しかし、あらかじめ政権の意向を汲んだ民主党議員から、両院に法案（2021年1月15日提出 H.R.335 並びに同年1月3日提出 S.11 及び S.12）が提出され、H.R.335 が両院で審議された。同法案は、同月21日に審議が行われたのち、上下両院で採決され、翌22日に大統領審署を受け法律（P.L.117-1.）となった。

同法は、2021年1月20日以降最初に大統領から国防長官に任命される人物は、上記の制限に服する必要はなく（第1条(a)）、この例外は、2021年1月20日正午以降に指名され、(a)項に記載された国防長官に任命される人物にのみ適用される（第1条(b)）、と定めている。これにより、オースティン氏は歴代3人目の当該規定の適用除外を受ける人物となり、その上で2021年1月22日にバイデン大統領から国防長官に任命され、上院で当該人事案の承認が行われ、同日、正式に国防長官に就任した。なお、同国で黒人が国防長官に就任するのは、歴史上初めてのことである。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ1/PLAW-117publ1.pdf>

### 【アメリカ】2020年全国自殺ホットライン指定法の制定

2020年10月17日、米国で「2020年全国自殺ホットライン指定法（National Suicide Hotline Designation Act of 2020. P.L.No.116-172）」が制定された（全6か条）。この法律は、連邦通信法を改正し、全国自殺予防ライフライン及び退役軍人危機ラインを通じて運営される「全国自殺防止・精神保健危機ホットラインシステム」のための全国共通の電話番号として、現在の煩雑な10桁の全国自殺ホットライン（1-800-273-8255）の代わりに、簡便な「9-8-8」を指定するものである。この改正は、本法制定の日の1年後から効力を発する（第3条(b)）。

本法は、次のように規定する。米国自殺防止財団によれば、米国では平均して1日あたり129人の自殺者が発生している（第2条(1)）。また、いわゆるLGBTQの若者は、同世代の他の若者に比して4倍超も自殺を考える可能性が高く（第6条(a)(1)）、またインディアンやアラスカ先住民の自殺率も米国内の他の人種・民族に比して高いと連邦議会は認識している（第6条(a)(2)）。

このため、保健福祉省の薬物乱用精神保健局次官補は、本法制定後180日以内に、米国疾病管理予防センター（Centers for Disease Control and Prevention）や国立精神保健研究所（National Institute of Mental Health）等と協議の上、LGBTQの若者やマイノリティ等のための特別な訓練を受けたスタッフや支援組織に提供するサービスへのアクセスを促進し、全国自殺予防ライフラインに電話をかける人々が専門的なサービスにアクセスできるメカニズムを実施するための戦略に関する勧告を含む報告書を、上院の商務・科学・運輸委員会、上院の厚生・教育・労働・年金委員会、及び下院のエネルギー・商務委員会に提出しなければならない（第6条(b)）。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ172/PLAW-116publ172.pdf>

**【アメリカ】ドーピングに関する共謀罪の新設**

2020年12月4日、ドーピングに関する運搬、インターネット利用等について共謀罪を新設する法律（Rodchenkov Anti-Doping Act of 2019, P.L.116-206）が成立した。

①新設された犯罪の要件は、次のとおりである。スポーツ選手以外のいかなる者も、世界ドーピング防止機構の規程（WADA規程）が適用される主要な国際スポーツ大会に対し、スポーツにおけるドーピングの防止に関するユネスコ国際規約（2005年10月19日採択、2008年10月1日にアメリカにつき発効）第2条に定義する禁止される物質（例：テストステロン）又は禁止される方法（例：自己血液の注射）を用いて影響を与えるために、通商上の仕組み（州際通商又は外国通商において運輸又は通信の施設を利用することで、一部又は全部が可能になる仕組み）を故意に実行すること、実行の未遂を行うこと、又は実行のために他者と共謀することを違法とする（21 U.S.C.（以下略）§ 2402）。この犯罪に対し、連邦の域外管轄権を及ぼし、海外で行われた場合についても処罰が可能とする。

この要件の下で、例えば、オリンピック大会で、選手の成績を上げるべく、コーチがトレーナーと相談して、インターネットを通じてテストステロンを州を超えて取り寄せるといった行為が、新たに犯罪とされ得る。

②①に違反する者は、10年以下の拘禁刑、個人の場合には25万ドル（約2700万円）の罰金若しくは個人以外の者の場合には100万ドル（約1億900万円）の罰金又はその併科に処す（§ 2403(a)）。①の違反を促すために用いられる、又は①の違反からの収益に当たる不動産、動産等は、連邦による差押え及び刑事上の没収に服する。

③①の違反につき10年の公訴時効を設ける（§ 2403(b)）。ただし、連邦地方裁判所が、①の犯罪に関する証拠が外国にあることを証拠の優越（preponderance of evidence）により認定する場合には、公訴時効の進行は停止する。

④連邦裁判所が、被告人に対し、①の犯罪につき有罪判決を下す際に、被告人から被害者に対する医療費、逸失賃金等の支払を命ずる損害填補（restitution）命令の発出を義務付ける（18 U.S.C. § 3663A(c)(1)(A)(iii)）。

⑤ユネスコ国際規約第7条に基づく締約国の義務を促進するために、司法省、国土安全保障省及び保健福祉省食品医薬品局は、合衆国ドーピング防止機構（USADA）と、①の潜在的な違反の捜査に関して、情報共有を含めて協力する（§ 2404）。 **海外立法情報課・中川かおり**

・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ206/PLAW-116publ206.pdf>

## 【EU】飲料水指令の公布

2020年12月23日、飲料水指令（Directive (EU) 2020/2184. 全28か条及び附則7部）が公布された。この指令は、1998年の飲料水指令（Directive 98/83/EC）に対する欧州委員会の事後評価結果を踏まえ、また、欧州市民発案制度（European citizens' initiative）に基づき安全な飲料水へのアクセス確保を要請する市民発案「Right2Water」に応えるために制定された。

欧州市民発案制度は、EU加盟国の国民（EU市民）が、EUによる立法が必要と考える事項について発案し、100万人以上から署名を収集する等の要件を満たした場合に、欧州委員会に適切な措置を講ずるよう要請できる制度である（本誌285-2号（2020年11月）pp.18-19参照）。同制度に基づく発案が立法につながったのは、飲料水指令が初の事例である。

飲料水指令は、飲料水の汚染による悪影響から人体を保護し、飲料水へのアクセスを改善することを目的とする。また、飲料水としての水道水の利用を促進することで、ボトル入り飲料水の消費を削減し、プラスチックごみ削減に貢献することが期待されている。

飲料水指令の主な内容は、①飲料水に含まれる化学物質やバクテリア等の上限等に関する基準の改訂、②飲料水と接触する設備（水道管等）に関する安全基準の設定、③飲料水に含まれる人体に悪影響を及ぼし得る物質（マイクロプラスチック等）の監視、④公共の場における水飲み場の設置、レストラン等における水道水の無料又は低価格での提供促進等による、全ての人々の飲料水へのアクセスの保証及び飲料水としての水道水の利用喚起、⑤飲料水の水質等に関する消費者への情報提供の改善等である。

加盟国は、2023年1月12日までに、飲料水指令の内容を国内実施しなければならない。従前の1998年の飲料水指令は、翌13日から廃止される。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/dir/2020/2184/oj>

## 【EU】がん撲滅計画の公表

2021年2月3日、「欧州がん撲滅計画」（COM(2021) 44）が公表された。同計画は、①予防、②早期発見、③診断・治療、④患者及びがん経験者（cancer survivor）の生活の質の向上という4つの主要な柱で構成され、10の最重要施策と32の支援措置を掲げる。具体的な施策等の例は、次のとおりである。

①予防として、子宮頸がん等の発生に関連するヒトパピローマウイルス（HPV）感染症に対するワクチン接種率を2030年までに対象女子の90%以上とするため、加盟国を支援する。2040年までにたばこ喫煙率を5%未満とするため、たばこに関するEU法令の見直しを行う。②早期発見のため、2025年まで乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診の受診率を90%とするよう、加盟国を支援する。③診断・治療として、2025年までに、各加盟国の認定を受けた国立総合がんセンターをつなぐEUネットワークを構築し、より質の高い診断・治療を受けられるようにする。④患者等の生活の質の向上のため、治療経過等を電子的に記録したカード（又はアプリ形式のもの）を発行し、治療後のフォローアップ等をより適切に実施できるようにする。

その他、同計画には、がんに関する研究支援や、小児がんの早期診断・治療の確保、医療の地域格差の是正（遠隔医療の促進支援等）も盛り込まれた。同計画は、2024年末までに実施される評価において、それまでの施策の成果や追加的な措置の必要性が検討される。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021DC0044>

**【イギリス】2020年漁業法**

英国の漁業は、EUの共通漁業政策の枠組みのもとで漁獲高等が管理されてきたが、EU離脱に伴い、英国独自の漁業に関する立法の必要性が生じていた。2020年11月23日、EU離脱の移行期間終了期日（同年12月31日）を前に、漁業に関する包括的な法律である2020年漁業法（Fisheries Act 2020, c.22）が制定された。施行に関しては、一部（2021年3月1日施行）を除き大部分が、制定日と同日、制定日から2か月後又は移行期間終了日に施行されている。

この法律は、全55か条及び11附則から成り、漁業目標、漁業声明及び漁業管理計画（第1条～第11条）、英国漁場へのアクセス権及び外国籍漁船の規制（第12条～第13条）、漁船の免許（第14条～第18条）、アクセス権及び免許：違反及び派生的修正（第19条～第22条）、漁獲機会（第23条～第27条）、（無許可で捕獲された海魚の）廃棄防止のための課金の制度（第28条～第32条）、助成金及び課金（第33条～第35条）、追加規定を設ける権限（第36条～第42条）、雑則（第43条～第49条）、末尾規定（第50条～第55条）で構成される。

主な内容は、以下のとおりである。主務大臣とスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各漁業政策当局は、持続可能性、国益、平等なアクセス、海洋生態系保護など8つの漁業目標の達成のために、法的拘束力のある共同漁業声明を公表しなければならない（第1条、第2条）。この法律は、漁業が長期的に持続可能な方法で、経済、社会及び雇用の観点からの利益を得つつ、過度な乱獲を防ぐことを目標とする（第1条第2項）。英国籍の漁船は、これまで同様、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドのどの地域に属するかに関わらず、英国海域のどの部分にもアクセスすることができる（第1条第7項）。EU加盟国を含む外国籍の漁船は、英国政府の許諾を得ない限り、英国海域への侵入及び英国海域での漁業活動を禁止され、違反した場合には、罰金を科される（第12条、第16条、第19条）。主務大臣は、海洋資源の保全や水産業の促進等を目的として、漁獲可能な海魚の数量や漁船の海域滞在時間等について規定する規則を定めることができる（第36条）。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/22/contents>

**【イギリス】ウーバー社ドライバーの労働者としての権利をめぐる最高裁判決**

2021年2月19日、最高裁判所は、配車サービス会社ウーバー社のドライバーを労働者と認める判決（[2021]UKSC 5）を下した。本件は、2016年にウーバー社が運営するアプリケーションを利用してロンドンで働くドライバー2名が、最低賃金の保障（1998年国内最低賃金法（National Minimum Wage Act 1998, c.39）第1条）や有給休暇の付与（1998年労働時間規則（The Working Time Regulations 1998, No.1833）第13条、第13A条、第16条）などの労働者としての権利を求めてウーバー社を訴えたことに端を発する。第一審の雇用審判所（Employment Tribunal）は、ドライバーを、1996年雇用権利法（Employment Rights Act 1996, c.18）第230条、1998年国内最低賃金法第54条及び1998年労働時間規則第2条に定義される「労働者（個人が行っている職業や事業の顧客ではない者のために、個人的に仕事やサービスを行うことを約束する契約（明示的黙示的、口頭書面を問わない）に基づいて働く個人）」に該当すると判断し、ドライバーは選択の自由を持つ自立的な個人事業主であるとのウーバー社の主張を退けた。ウーバー社は、この結果を不服として上訴したが、雇用上訴審判所（Employment Appeal Tribunal）とそれに続く控訴院（Court of Appeal）が、ともに雇用審判所の判断を支持したため、2020年7月に最高裁判所に上訴していた。

最高裁判所の判決は、5つの観点からドライバーが従属的かつ依存的な立場にあるというもので、雇用審判所の判断を支持するものであった。5つの観点とは、①ドライバーに支払う金額を決定するのはウーバー社であること、②ドライバーとの契約条件はウーバー社が決定し、ドライバーは発言権を持たないこと、③ドライバーが乗車リクエストを受けるかどうかの選択はウーバー社によって制約される（乗車拒否率を監視され、ペナルティが課される）こと、④ウーバー社はドライバーがサービスを提供する方法を制御している（乗客によるドライバーの評価システムを採用し、業務改善されない場合、最終的にウーバー社との契約は終了となる）こと、⑤ドライバーが一回ごとの乗車を超えて乗客と関係を確立しないようにウーバー社が積極的な措置を講じている（乗客と連絡先を交換することを禁止している）ことである。最高裁判所は、これらを考慮すると、ウーバー社を介してドライバーが乗客に提供する輸送サービスは、同社によって非常に厳密に定義され、制御されているため、ドライバーはウーバー社に対して従属的かつ依存的な立場にあり、専門的又は起業家的な技術を通じて経済的地位を向上させる能力はほぼ皆無である、と結論付けた。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2019-0029.html>

**【フランス】公共活動の促進及び簡素化に関する法律**

2020年12月7日、「公共活動の促進及び簡素化に関する法律第2020-1525号」が成立し、翌8日に公布された。本法律は、行政サービスをフランス市民にとってより身近なものにするために、行政の組織や手続を簡素化し、効率化することを目的とする。背景には、2018年11月17日以降フランス全土に広まったエマニュエル・マクロン (Emmanuel Macron) 政権への大規模な抗議運動である「黄色いベスト (Gilets jaunes)」運動と、その鎮静化を図るために大統領が2019年1月15日から同年4月10日まで開催した「全国大討論 (Le grand débat national)」がある。本法律は、その中で明らかになった公共活動に関する市民の要望に応えるべく制定された。

本法律は、全5章149か条から成る。第1章(第1条～第24条)は、行政委員会の廃止又は再編により、行政の簡素化を促進する。これにより形式的な討議を減らし、より多くの時間を市民のための付加価値の高い行政活動に充てることを目指す。第2章(第25条～第33条)は、より身近な行政の強化を目指し、特に文化、経済及び公衆衛生の分野における行政処分をより市民に近い、県や地域圏のレベルに委託する。第3章(第34条～第66条)は、環境許可等に関して企業が行うべき諸手続を簡素化すると同時に、行政のより迅速かつ効果的な活動により、環境保全と産業の発展を両立させることを目指す。第4章(第67条～第139条)は、国民の日常生活における行政の諸手続を簡素化するための諸規定である。第5章(第140条～第149条)は、EU指令の過剰な国内法化の見直しについて定める。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042619877>**【フランス】ベナン共和国及びセネガル共和国への文化財の返還**

2020年12月24日、「ベナン共和国及びセネガル共和国への文化財の返還に関する法律第2020-1673号」が成立し、同月26日に公布された。本法律は、2017年11月28日に発表されたエマニュエル・マクロン (Emmanuel Macron) 大統領の談話とその関連調査を受けて制定された。この談話において、大統領は、かつてフランスが旧植民地から持ち出した文化財を返還する方針を示した。これに対して、フランス美術業界から作品の保存環境に対する懸念が示されたほか、返還先の1つであるベナン共和国国内でも、受け入れる施設の整備が不十分であることや、返還後の作品が経済的利益のために利用される危険性が指摘されていた。

本法律は、2か条及び対象となる文化財の一覧を記載した附則から成る。第1条は、ケ・ブランリー・ジャック・シラク美術館 (Musée du Quai Branly-Jacques Chirac) に保管されている26の作品(「ベハンザン・コレクション (Trésor de Béhanzin)」)をベナン共和国に返還することを定める。第2条は、軍事博物館 (Musée de l'armée) に保管されているサーベルとそのさや(「エル・アジ・オマル・タル (El Hadj Omar Tall)」)をセネガル共和国に返還することを定める。いずれの返還作業も、本法律の公布から最長1年以内に行われる。なお、フランスでは、文化遺産法典 (Code du patrimoine) L.第451-5条により、国家の公共コレクションを譲渡することは禁じられているが、本法律はその特例として制定された。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042738023>

**【ドイツ】第 32 次議員法改正法—議事堂内での騒動を招いた議員への罰則規定—**

2021 年 4 月 15 日に、議員法 (BGBI. I 1996 S. 326) に第 44e 条「議員に対する秩序措置」を新たに追加する第 32 次議員法改正法 (BGBI. I S. 741) が公布され、翌 16 日から施行された。同法は、連立与党会派 (CDU/CSU 及び SPD) により提出され、ドイツのための選択肢 (AfD) と左派党が反対票を投じ、連立与党の他に FDP 及び緑の党の賛成により可決された。

同法の制定は、2020 年 11 月 18 日に、AfD 議員の紹介で議事堂に入った活動家数人 (右翼ブロガー、コロナ否定派) が、感染症予防法等を改正する第 3 次住民保護法 (本誌 286-1 号 (2021 年 1 月) pp.6-7 参照) の採決直前に起こした騒動を契機とする。彼らは、AfD 以外の会派の議員に対し嫌がらせや侮辱を行い、その様子をライブ配信したり、議事堂に隣接する事務棟に入ってビルの前で行われているコロナ否定派のデモを撮影したりした。

連邦議会の議事堂内規則 (Hausordnung) 第 4 条は、議事堂内は平穏と秩序が保たれなければならないと規定する。これに違反すれば、秩序違反法 (BGBI. I 1987 S.602) 第 112 条「立法機関の議事堂内規則の侵害」又は刑法典第 106b 条「立法機関の活動妨害」が適用され、騒動を起こした者を処罰することができる (前者は 5,000 ユーロ以下の過料 (Geldbuße. 1 ユーロは約 131 円)、後者は 1 年以下の自由刑又は罰金刑 (Geldstrafe) )。しかし、いずれの条文も連邦議会議員等を適用除外と規定する。

一方、連邦議会議員に対する罰則としては、議員法第 44a 条「委任の行使」第 5 項が、連邦議会の議事における秩序・品位への軽微ではない侵害には秩序金 (Ordnungsgeld) 1,000 ユーロ (再犯時は 2,000 ユーロ) を科し、連邦議会の秩序・品位に対する重大な侵害には議場からの追放及び最高 30 日間の連邦議会・委員会への出席停止を下し得ると規定していた。しかし、AfD 議員は騒動を起こした者に同行せず、騒動を幫助 (ほうじょ) したと明確に示すことは困難であった。このため、騒動のきっかけを作った議員の処罰を可能とする新たな罰則規定として、議員法に第 44e 条が追加された。第 44e 条第 1 項には、前述の第 44a 条第 5 項が移され、第 2 項で議事堂内規則への軽微ではない侵害に対し、議員に秩序金 1,000 ユーロ (再犯時は 2,000 ユーロ) を科すこと、第 3 項でこれらの措置及び決定に係る紛争は連邦憲法裁判所が管轄することが規定された。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-zur-%C3%A4nderung-des-abgeordnetengesetzes-einf%C3%BChrung-eines-ordnungsgeldes/273524>

## 【ドイツ】連邦憲法擁護庁による「ドイツのための選択肢」の監視

連邦憲法擁護法 (BGBl. I 1990 S. 2954, 2970) は、連邦憲法擁護庁 (BfV) 及び州の憲法擁護官庁に、自由で民主的な基本秩序に反し、又は連邦若しくは州の存立と安全を脅かす (以下「反憲法的」) 団体についての情報・資料の収集と分析を行うことを認めている (第3条第1項)。その対象団体は、国内の極右・極左主義及びイスラム過激主義の政党等とされている。情報・資料の収集と分析を行う前提は、「(反憲法的であることの) 根拠となる事実の存在」である (第4条第1項)。そのため、BfV は予備的な審査として、当該団体を「審査案件 (Prüffall)」に指定し、自由にアクセスできる情報のみで調査できる。反憲法的であることの根拠となる事実の存在が認められれば「疑惑案件 (Verdachtsfall)」に指定し、電話の傍受、インターネット上の通信の閲覧、情報提供者 (V-Leute) による情報収集等も可能になる。さらに、反憲法的であることが明らかになれば「確定した過激派の活動 (gesichert extremistische Bestrebung)」と認定し、比例性の原則に基づき、より多くの措置が許容されると言われている。

2019年1月、BfV は、連邦議会における最大野党である右派「ドイツのための選択肢 (AfD)」を「審査案件」に指定し、党所属政治家の演説や Facebook の投稿などを基に調査を開始した。それまでも、同党についてはチューリンゲン等4州の支部を「疑惑案件」に指定しており、また、党内の急進派である「Flügel (翼)」について2019年1月時点で「疑惑案件」に指定し、2020年3月には反憲法的な極右の活動を行っていると判断して「確定した過激派の活動」と認定した。これを受けて AfD は同年4月に Flügel を解散したものの、同年11月の党大会で行われた連邦理事会構成員の補欠選挙で、Flügel に所属していた党员らに支持された候補が約45%を得票し、引き続き党内で大きな勢力を保っていることが明らかになった。

BfV は、この点や党所属政治家の言動を基に、党全体が反憲法的であると判断し、2021年1月には AfD 全体を「疑惑案件」に指定し、その事実を公表しようとした。AfD は、「疑惑案件」指定について仮の差止めをケルン行政裁判所に申請するとともに、この申請に対する決定がなされるまでは指定についての公表停止の決定を求めた。同裁判所は、BfV が仮の差止め申請に対する決定までは指定について公表しないと確約したため、公表停止の決定の求めは却下した。

しかし、同年3月3日に、指定についての仮の差止め申請に対する決定がなされていないにもかかわらず、BfV が AfD を「疑惑案件」に指定したとメディアが報道した。これに対して AfD が同裁判所に公表停止の決定を再び求めたところ、同月5日に裁判所は停止の決定を認めた。指定についての情報がメディアに流れたことについて、裁判所は、BfV が公表したのではないまでも情報漏えいは行ったと判断した。公表しないという BfV の裁判所に対する確約が反故にされたことで、信頼の基盤が崩れてしまったのである。裁判所は、その情報漏えいが憲法で保障された政党の機会均等の不当な妨害に当たるとして、BfV が AfD を「疑惑案件」に指定すること及びそれを公表することを、仮の差止め申請に対する決定がなされるまでの間禁止した。

2021年5月には、ベルリン支部も「疑惑案件」に指定されたと報道された。AfD の党全体が「疑惑案件」に指定されるか否かは、9月に行われる連邦議会選挙に大きな影響を与えると考えられ、今後の動向が注目される。

政治議会課・佐藤 令

- [https://www.vg-koeln.nrw.de/behoerde/presse/Pressemitteilungen/05\\_27012021/index.php](https://www.vg-koeln.nrw.de/behoerde/presse/Pressemitteilungen/05_27012021/index.php)
- [https://www.vg-koeln.nrw.de/behoerde/presse/Pressemitteilungen/09\\_05032021/index.php](https://www.vg-koeln.nrw.de/behoerde/presse/Pressemitteilungen/09_05032021/index.php)
- <https://www.verfassungsschutz.de/SharedDocs/pressemitteilungen/DE/2020/pressemitteilung-2020-1-afd.html>
- <https://www.bundestag.de/resource/blob/594482/3bb972c9b730fbfde747b37117f0d813/WD-3-025-19-pdf-data.pdf>

**【ロシア】密造酒製造防止のための稼働率規制**

アルコール消費量が世界の中でも多く、ウォッカ等の蒸留酒が好まれるロシアでは、安価な密造酒への需要が存在し、脱税や健康上の問題が生じている。2021年4月30日に制定・公布された連邦法第125号「連邦法「エチルアルコール、スピリッツ及びアルコール飲料の生産及び流通の国家規則並びにアルコール製品の消費（飲酒）の制限について」の改正及びカリーニングラード州におけるアルコール飲料に連邦の特別な印をつける実験の実行について」は、密造酒の規制に関する改正法である。同法によれば、酒類製造業者は生産能力のうち70%以上で工場を稼働させ、出荷しなければならない。必要稼働量に達していない業者は、当局が捕捉できない裏の製造ラインで酒類を製造しているとみなされ、機械の故障等、特段の事情がない限り、製造免許を剥奪される。改正法は全4か条から成り、一部（公布日施行）を除いて同年7月1日に施行される。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2021/05/04/rg-publikuet-zakon-usilivaiushchij-vozmozhnosti-borby-s-nelegalnym-alkogolem.html>**【エストニア】内水面漁業従事者の取扱い**

欧州海洋漁業基金（European Maritime and Fisheries Fund: EMFF）は、雇用創出や持続可能な漁業の推進を目的とした基金で、EU圏内の漁業従事者への支援を行う。漁業従事者が基金による助成金を申請するに当たっては、この基金の内規遵守とともに漁業計画及び申込みが当該国の法令によって認められるか確認する必要がある。エストニアでは、欧州海洋漁業基金に係る国内規制を改正する「水産市場組織法及び犯罪記録データベース法への改正法（310SE）」が2020年5月11日に採択され、同月19日に大統領署名がなされた。従来、漁業従事者が漁業に関して「重大な違反」を犯した場合、海面漁業従事者にあつては最低12か月間の基金への申請停止を命じられた。しかし、この規定は、河川や湖沼で漁業を行う内水面漁業従事者には適用されていなかった。そこで、改正法により、同様の規制が内水面漁業従事者にも適用されることとなった。エストニアでは、バルト海のほかにロシアとの国境上にあるペイプス湖等で漁業が行われている。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://www.riigikogu.ee/en/press-releases/131360/>

### 【韓国】国立消防病院の設立

2021年1月12日、「国立消防病院の設立及び運営に関する法律」が制定、公布された。国立消防病院（以下「消防病院」）は、消防公務員（消防公務員は、国家公務員法上の特定職公務員のうちの一つであり、消防公務員法の適用を受ける。）等の診療、消防公務員等の特殊な勤務環境による健康有害要因の分析及び疾病に関する調査・研究、消防公務員の特殊健康診断、応急医療事業、公共保健医療事業、消防専門治療センターとの協力及び支援、救助・救急隊員の教育訓練プログラムの運営、消防公務員等及び住民に対する保健教育事業等の事業を行う（第5条）。消防病院の院長、理事及び監査は、定款で定めるところにより消防庁長が任命し（第6条）、職員は、定款で定めるところにより院長が任免する（第10条）。消防病院は、事業の収益金、国等からの出えん金、寄付金、その他の収入金で運営する（第12条）。国は、消防病院の事業と運営にかかる経費を予算の範囲内で出えんし、又は補助することができる（第13条）。消防庁長は、この法律の公布日から3か月以内に国立消防病院設立委員会を設置する（附則第2条）。この法律は、2021年7月13日に施行されるが、附則第2条（設立準備）及び附則第6条（事業計画書等の作成に関する経過措置）は、公布と同時に施行された。なお、消防庁の2021年3月30日の報道資料によれば、今後消防病院は、忠清（チュンチョン）北道に所在する忠北革新都市内に建設される予定とのことである。

海外立法情報課・中村 穂佳

- ・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_D2U0D0T9K1W5T1I7J0O1H5G9J1P1C5](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D2U0D0T9K1W5T1I7J0O1H5G9J1P1C5)
- ・ [https://www.nfa.go.kr/nfa/news/pressrelease/press/?boardId=bbs\\_000000000000010&mode=view&cntId=1076&category=&pageIdx=4&searchCondition=all&searchKeyword=](https://www.nfa.go.kr/nfa/news/pressrelease/press/?boardId=bbs_000000000000010&mode=view&cntId=1076&category=&pageIdx=4&searchCondition=all&searchKeyword=)

### 【韓国】酒類免許法の制定

2020年12月29日、「酒類の免許等に関する法律」が制定、公布され、翌2021年1月1日に施行された。この法律は、酒類の製造及び販売業の免許についての基準及び手続、酒類の検定等に関する事項を規定することで、酒類取引の安全及び円滑な酒税収入の確保を目的とする（第1条）もので、従来の「酒税法」から酒類行政に関する規定の部分を別途の法律として分離したものである。酒類を製造しようとする者は、酒類の種類別に、製造場ごとに管轄税務署長の免許を受けなければならない（第3条）、酒類販売業を行おうとする者は、酒類販売業の種類別に、販売場ごとに管轄税務署長の免許を受けなければならない（第5条）。国税庁長は、必要と認められる場合、酒税保全のための命令を行うことができ（第17条）、また、必要と認められる場合、搬出する酒類の容器に納税証明表示を表示させることができる（第22条）。納税証明表示がない酒類、免許なく製造した酒類又は「酒税法」第20条により免税を受けた酒類は、販売目的で所持することができない（第23条）。酒類等の製造者又は販売業者は、製造、貯蔵又は販売に関する事項を管轄税務署長に申告しなければならない（第24条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- ・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_I2A0S1X2K0A1G0V8X5I6O2T4C3S4G2](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I2A0S1X2K0A1G0V8X5I6O2T4C3S4G2)
- ・ [https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS\\_0000000000028&searchNttId1=MOSF\\_00000000052567&menuNo=4010100](https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_0000000000028&searchNttId1=MOSF_00000000052567&menuNo=4010100)

## 【中国】反食品浪費法の制定

中国憲法第 14 条には、国は節約を励行し浪費に反対すると規定され、習近平政権以降も、中国共産党の党内法規（本誌 258-2 号（2014 年 2 月）pp.20-21 参照）等により、具体的な内容を規定してきた。2020 年 8 月、習近平中国共産党総書記が浪費禁止に関する立法強化を指示すると、同年 12 月、反食品浪費法の草案が全国人民代表大会常務委員会に提出され、2021 年 4 月 29 日に同常務委員会での 2 回目の審議を終えて採択公布され、同日施行された。全 32 か条から成るこの法律では、国の食料安全保障を制定目的の一つとし（第 1 条）、食品浪費の定義（第 2 条）、国の方針（第 3 条）を示し、政府各部門（第 4 条、第 5 条）、飲食業経営者（第 7 条）、学校（第 9 条）、個人（第 14 条）等の義務を定める。また、食品浪費に対する監督検査機制的構築を各級政府に義務付ける（第 17 条）ほか、大食い等の浪費を肯定するコンテンツの制作、流通等を禁じ（第 22 条）、地方政府に食品の寄付と需要のマッチング機制的構築を義務付け（第 23 条）、飲食業経営者等に対する罰則（第 28 条ほか）を定めた。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OTE5MDRjNjAxNzkyMDVhYjhjZDAyY2M%3D>

## 【フィリピン】金融機関戦略的移管（FIST）法

2021 年 2 月 16 日、コロナパンデミックによる経済的悪影響を緩和し、フィリピンの金融産業の回復を保証する金融機関戦略的移管（FIST）法（Financial Institutions Strategic Transfer (FIST) Act: R.A. 11523）が成立した（翌 17 日公布、同日施行、全 7 章 32 か条）。この法律により、銀行、保険会社等の金融機関は、金融機関戦略的移管会社（Financial Institutions Strategic Transfer Corporation: FISTC）に不良資産（Non-Performing Assets; 金融機関が取得した不良債権（Non-Performing Loans）及び不動産その他の資産）の管理を外部委託することが可能となる。立法目的は、①健全な金融セクターの発展及び維持、②金融セクターの不良資産問題への対処、③不良資産への民間セクターの投資の奨励、④不良資産の取得における障壁の除去、⑤不良資産に苦しむ企業の再生支援、⑥経済成長の推進及び金融システムの流動性の改善である（第 2 条）。

この法律の下、フィリピン改正会社法（The Revised Corporation Code of the Philippines）に準拠した株式会社として、金融機関戦略的移管会社（FISTC）が組織される（第 4 条）。FISTC は、①金融機関の不良資産に投資し、又はそれを取得する、②取得した不良資産を管理し、運用し、回収し、処分するために、第三者機関を関与させる、③不良資産に関する担保権を賃借する、④債務者の事業更生又は復興のために債務者が発行した株式を購入し、又は移管する等、13 の業務を遂行する（第 5 条）。また、FISTC は、投資方針、拠出計画、商品証券（Investment Unit Instruments）の性質、商品証券保有者の権利等を盛り込んだ FISTC 計画を証券取引委員会に提出しなければならない（第 8 条）。証券取引委員会は、提出された FISTC 計画を承認し、拒絶し、保留し、又は撤回することができる（第 9 条）。金融機関が不良債権を所有する債務者等への事前通知を行わない限り、不良債権の FISTC への移管は無効となる（第 12 条）。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/02feb/20210216-RA-11523-RRD.pdf>